

水道工事写真作成要領

この要領は、入間市上下水道部の監理する水道工事の適正を期するため、工事写真について必要な事項を定めたものである。

1 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。

- ① 着手前及び完成写真
- ② 安全管理写真
- ③ 材料検査写真
- ④ 施工状況写真（測点位置）
- ⑤ 出来形管理写真（異形管及び仕切弁等）

2 工事写真の撮影

- ① 工事写真の撮影は、別紙撮影箇所一覧に示すものを標準とし、それ以外のものは監督員の指示を仰がなければならない。
- ② 写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体として共に写し込まなければならない。

ア．工事名	イ．工事種別	ウ．測点（位置）
エ．設計寸法	オ．実測寸法	カ．その他（立会い者名、略図等）

3 工事写真帳の大きさ

- ① 工事写真帳の大きさは、A 4 版とする。なお、ファイルの色については監督員の指示に従うこと。
- ② 表紙には、年度、工事名、工期、工事箇所及び請負業者名等を記入する。背表紙には年度、工事名及び請負業者名を記入すること。

4 工事写真帳の提出部数

- ① 工事写真帳は工事の各施工段階毎に整理し、余白に説明及び整理番号等を付すこと。
- ② 工事写真帳の最初の頁には、各測点の位置案内図をつけること。なお、各測点番号は 竣工図面の各測点番号と同一の番号をつけるものとする。
- ③ 工事写真帳の提出部数は、監督員より指示のないかぎり、原則として工事完成時に読み取り

可能なデータ形式で提出するものとし、1部とする。(例・・PDF、JPEG 等)

〔 参考 〕 撮 影 時 の 一 般 的 な 注 意 事 項

- 1 工事着手前及び工事完成写真の撮影には、各測点で同一方向、同一箇所により撮影する。なお、中間測点では起点側から終点側の向きを基本とする。
- 2 寸法確認等の写真は、被写体に対するカメラの位置によっては極端に映像が変わるので注意すること。寸法を表示している物体に直角の位置から写すのが原則である。
- 3 フラッシュ撮影をする場合は、反射光を受けない角度で撮影するよう注意すること。
- 4 同一工事種類及び細部撮影をする場合は、位置が不明確になりやすいため、同一被写体で遠近の組写真にする等の工夫をすること。